

目 次 の 解 説

機能評価の各項目は以下のように3群に分類できる。学会発表、論文では評価基準が確立されたものについてはこれを用いていただきたい。

評価基準が確立されたもの

I 腱損傷の機能評価	1
III 末梢神経損傷（障害）の機能評価	9
V 再接着手・指および複合損傷手の機能評価	13
XIII 手関節障害の機能評価	46

参考となる評価基準を含むもの

II 切断（欠損）・知覚脱失手の機能評価	4
VII -1 母指多指症の機能評価	19
VIII 腕神経叢麻痺の機能評価	30
IX 痙性麻痺手の機能評価（頸損は除く）	34

症例記録表にとどまるもの

IV 骨・関節損傷の機能評価	11
VI 炎症手の機能評価	16
VII 先天異常手の機能評価	
2. 合指症の機能評価表	21
3. 合短指症の機能評価表	22
4. 裂手症の機能評価表	23
5. 先天性絞扼輪症候群の機能評価表	24
6. 橈側列形成不全の機能評価表	25
7. 屈指症の機能評価表	26
8. 巨指症の機能評価表	27
9. 先天性握り母指（CP は除く）の機能評価表	28
X 四肢麻痺手の機能評価	37
XI 神経筋疾患手（CP は除く）の機能評価	42
XII 循環障害手の機能評価	43